

## 三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

### 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	三芳町
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	109-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三芳町個人番号の利用等に関する条例（平成27年三芳町条例第27号）別表第1第5の項 三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第1条	三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和50年三芳町条例第22号）第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、「障害者及び障害児」が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって「障害者及び障害児」の「福祉の増進」を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、「重度心身障害者」に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則（以下「規則」という。）で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もって「重度心身障害者」の「福祉の増進」を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和50年三芳町条例第22号） 三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和50年9月30日規則第17号）</p>

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 の2項1号</p>	<p>三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和50年三芳町条例第22号）第5条</p>
<p>事務の内容</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条の自立支援給付の支給の調整に関する事務</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条の自立支援給付の支給の調整に関する事務</p>
特定個人情報1		
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 の2項1号1</p>	<p>三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項 三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第2条</p>
<p>②情報提供者</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの</p>
<p>③提供を求める特定個人情報</p>	<p>健康保険法による保険給付の支給に関する情報</p>	<p>健康保険法による保険給付の支給に関する情報</p>
特定個人情報2		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項1号12	三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項 三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

### 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項1号13	三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項 三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

### 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項1号14	三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項 三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

### 特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項1号15	三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの

③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
---------------	-------------------------	-------------------------

## 特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項1号イ	三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項 三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

## 特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項1号ロ	三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

## 特定個人情報8

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項1号ハ	三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項第1号ア
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	介護保険法の介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報	介護保険法の介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2023年10月13日
-----	-------------



独自利用事務の対象者	重度心身障害者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月10日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	